

建設業法（抄）

（建設工事の請負契約の内容）

第 19 条

- 1 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

（不当に低い請負代金の禁止）

- 第 19 条の 3 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

（不当な使用資材等の購入強制の禁止）

- 第 19 条の 4 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

（発注者に対する勧告）

- 第 19 条の 5 建設業者と請負契約を締結した発注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 2 条第 1 項に規定する事業者に該当するものを除く。）が前 2 条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

(指示及び営業の停止)

第 28 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定(第 19 条の 3、第 19 条の 4 及び第 24 条の 3 から第 24 条の 5 までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。) 第 13 条第 3 項 の規定により読み替えて適用される第 24 条の 7 第 4 項 を含む。第 4 項において同じ。) 入札契約適正化法第 13 条第 1 項 若しくは第 2 項 の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 (平成 19 年法律第 66 号。以下この条において「履行確保法」という。) 第 3 条第 6 項 、 第 4 条第 1 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 10 条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第 41 条第 2 項又は第 3 項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

(建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告)

第 41 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第 27 条の 37 の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(公正取引委員会への措置請求等)

第 42 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第 19 条の 3、第 19 条の 4、第 24 条の 3 第 1 項、第 24 条の 4 又は第 24 条の 5 第 3 項若しくは第 4 項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 19 条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。